

1 障害者自立支援法関係

関係国基準	区分	内容	市町村の意見
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の員数 ・管理者 ・設備の基準(居室の面積等)</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止</li> <li>・秘密保持等 ・事故発生時の対応 等</li> </ul>	<p>小牧市</p> <p>・利用者の処遇やサービスの質向上等については、十分ご留意いただきつつも、事業者の新規参入又は規模拡大が促進するような配慮をお願いしたい。</p> <p>⇒国基準においても、営利法人の参入も可能としており、新規参入しやすい環境はあると判断している。</p>
	標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居定員(GH、CH、就労B)</li> </ul>	
	参酌すべき基準	<p>上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針 ・設備及び備品等 ・記録の整備</li> <li>・緊急時等の対応 等</li> </ul>	
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の員数</li> <li>・設備(居室の設置及び面積)</li> <li>・内容及び手続きの説明及び同意</li> <li>・提供拒否の禁止・工賃の支払</li> <li>・施設入所支援利用者の入院期間中の取り扱い</li> <li>・身体拘束等の禁止 ・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>	
	標準	—	
	参酌すべき基準	<p>上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針 ・設備(従うべき基準以外)</li> <li>・緊急時等の対応 ・記録の整備 ・非常災害対策 等</li> </ul>	
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の資格要件 ・設備の基準(居室に係る部分等)</li> <li>・職員の配置の基準(標準以外)</li> <li>・身体拘束の禁止 ・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応 等</li> </ul>	
	標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人員の規模</li> <li>・職員配置の基準 等</li> </ul>	
	参酌すべき基準	<p>上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針 ・設備の基準(従うべき基準以外)</li> <li>・定員の遵守 ・緊急時等の対応 ・非常災害対策 等</li> </ul>	

関係国基準	区分	内容	市町村の意見
障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長の資格要件</li> <li>・設備の基準(居室の設置及び面積)</li> <li>・工賃の支払</li> <li>・施設入所支援利用者の入院期間中の取り扱い</li> <li>・身体拘束等の禁止 ・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応 等</li> </ul>	
	標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人員の規模</li> <li>・職員の配置の基準(複数の生活介護及び施設入所支援の単位を置く場合の利用定員)</li> <li>・従たる事業所を設置する場合における特例(利用人員の規模)</li> </ul>	
	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外</li> <li>・運営規定 ・非常災害対策</li> <li>・設備の基準(従うべき基準以外) ・定員の遵守</li> <li>・緊急時等の対応 等</li> </ul>	
障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置基準</li> <li>・従たる事業所を設置する場合における特例(従たる事業所の従業者のうち1人以上は、常勤かつ専従でなければならないこと)</li> <li>・工賃の支払 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応</li> </ul>	<p>瀬戸市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センターの指定基準上の「10人以上の人員を利用させることができる規模」がわかりにくい</li> <li>ため、具体的な面積基準を定めてほしい。</li> <li>・各市町村で最低基準以外での項目についてばらつきがあるため、指定基準をより具体的なものにしてほしい。</li> <li>⇒地域活動支援センター(地域生活支援事業)は市町村事業であり、地域の実情に合わせて市町村での対応が可能である事業である。そのため、国の基準上、最低限度の基準となっており、最低基準以上の基準は市町村の実情に応じて対応してもらうこととする。</li> </ul>
	標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人員の規模</li> </ul>	
	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外</li> <li>・基本方針 ・運営規定 ・非常災害対策</li> <li>・設備の基準(従うべき基準以外) ・定員の遵守</li> <li>・緊急時等の対応 等</li> </ul>	
障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の基準(居室の設置及び面積)</li> <li>・職員の配置の基準</li> <li>・秘密保持等 ・事故発生時の対応</li> </ul>	
	標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用人員の規模</li> </ul>	
	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外</li> <li>・基本方針 ・運営規定 ・非常災害対策</li> <li>・設備の基準(従うべき基準以外) ・定員の遵守</li> <li>・緊急時等の対応 等</li> </ul>	